



平成 25 年 6 月 24 日

各 位

住 所 東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
会 社 名 大興電子通信株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 津玉 高秀
(コード番号 8023)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員
コーポレート本部長 山寺 光
(TEL 03-3266-8111)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度決算短信等についても公表いたしました。これとあわせ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けしておりますことをお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 56 期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日) 内部統制報告書
第 57 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日) 内部統制報告書
第 58 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日) 内部統制報告書
第 59 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日) 内部統制報告書

2. 訂正の内容

内部統制報告書の記載事項、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正いたします。

第 56 期

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成 25 年 3 月期の決算手続において、同年 4 月中旬に原価付替えによる不適切な会計処理が行われていることを発見いたしました。当社は、この事態を重く受け止め、全社的な調査を開始するとともに、同年 4 月 22 日に社内調査委員会を設置し調査を進めたところ、原価付替えによる不適切な会計処理の発見される件数と金額が拡大し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に疑義が生じることも予想されました。

このような状況により調査の客観性、独立性を確保するため、同年 5 月 10 日に当社と利害関係のない社外の独立した公認会計士を委員長とし、社外監査役及び取締役コーポレート本部長を委員とする「特別調査委員会」を設置し、同年 5 月 14 日に取締役会の承認を受け、徹底した調査を進めてまいりました。当該調査により、複数部門で過年度に渡り原価付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明し、同年 6 月 13 日には特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該原価付替えによる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下の通りです。

- ① 全社員へのコンプライアンス意識の周知が徹底していなかったこと
- ② 関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であったこと
- ③ 内部通報制度が十分に浸透していなかったこと
- ④ 受注登録後に受注明細の品目、数量、単価変更が頻繁に発生するという当社のビジネス上の特性から、原価付替えに関する統制は発見的統制に依拠していたが十分に機能していなかったこと
- ⑤ 顧客に直送されている在庫のたな卸が十分に行われていなかったこと

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 20 年 3 月期以降の決算を訂正し、平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期の有価証券報告書、平成 20 年 3 月期の半期報告書及び平成 21 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) 意識改革・制度の改善

- ① 事業計画の達成度評価と同じレベルでのコンプライアンスの評価
- ② 毎月の営業会議及び半期毎に開催される全社戦略会議における部店長に対するコンプライアンスの周知徹底の継続、各部店会議での議論を実施及び自己点検による結果の経営者への報告
- ③ 管理職の定期的な人事ローテーションの実施
- ④ 内部通報制度の四半期毎の従業員への十分な周知

(2) 業務運用上の仕組みの改善

- ① 職務分掌の見直し、具体的な手順の文書化による実効性の高い統制活動の実施
- ② 日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価がより深度のあるモニタリング活動となるような手順、体制の見直し

第 57 期

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成 25 年 3 月期の決算手続において、同年 4 月中旬に原価付替えによる不適切な会計処理が行われていることを発見いたしました。当社は、この事態を重く受け止め、全社的な調査を開始するとともに、同年 4 月 22 日に社内調査委員会を設置し調査を進めたところ、原価付替えによる不適切な会計処理の発見される件数と金額が拡大し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に疑義が生じることも予想されました。

このような状況により調査の客観性、独立性を確保するため、同年 5 月 10 日に当社と利害関係のない社外の独立した公認会計士を委員長とし、社外監査役及び取締役コーポレート本部長を委員とする「特別調査委員会」を設置し、同年 5 月 14 日に取締役会の承認を受け、徹底した調査を進めてまいりました。当該調査により、複数部門で過年度に渡り原価付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明し、同年 6 月 13 日には特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該原価付替えによる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下の通りです。

- ① 全社員へのコンプライアンス意識の周知が徹底していなかったこと
- ② 関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であったこと
- ③ 内部通報制度が十分に浸透していなかったこと
- ④ 受注登録後に受注明細の品目、数量、単価変更が頻繁に発生するという当社のビジネス上の特性から、原価付替えに関する統制は発見的統制に依拠していたが十分に機能していなかったこと
- ⑤ 顧客に直送されている在庫のたな卸が十分に行われていなかったこと

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 20 年 3 月期以降の決算を訂正し、平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期の有価証券報告書、平成 20 年 3 月期の半期報告書及び平成 21 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) 意識改革・制度の改善

- ① 事業計画の達成度評価と同じレベルでのコンプライアンスの評価

② 毎月の営業会議及び半期毎に開催される全社戦略会議における部店長に対するコンプライアンスの周知徹底の継続、各部店会議での議論を実施及び自己点検による結果の経営者への報告

③ 管理職の定期的な人事ローテーションの実施

④ 内部通報制度の四半期毎の従業員への十分な周知

(2) 業務運用上の仕組みの改善

① 職務分掌の見直し、具体的な手順の文書化による実効性の高い統制活動の実施

② 日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価がより深度のあるモニタリング活動となるような手順、体制の見直し

第 58 期

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成 25 年 3 月期の決算手続において、同年 4 月中旬に原価付替えによる不適切な会計処理が行われていることを発見いたしました。当社は、この事態を重く受け止め、全社的な調査を開始するとともに、同年 4 月 22 日に社内調査委員会を設置し調査を進めたところ、原価付替えによる不適切な会計処理の発見される件数と金額が拡大し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に疑義が生じることも予想されました。

このような状況により調査の客観性、独立性を確保するため、同年 5 月 10 日に当社と利害関係のない社外の独立した公認会計士を委員長とし、社外監査役及び取締役コーポレート本部長を委員とする「特別調査委員会」を設置し、同年 5 月 14 日に取締役会の承認を受け、徹底した調査を進めてまいりました。当該調査により、複数部門で過年度に渡り原価付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明し、同年 6 月 13 日には特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該原価付替えによる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下の通りです。

① 全社員へのコンプライアンス意識の周知が徹底していなかったこと

② 関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であったこと

③ 内部通報制度が十分に浸透していなかったこと

④ 受注登録後に受注明細の品目、数量、単価変更が頻繁に発生するという当社のビジネス上の特性から、原価付替えに関する統制は発見的統制に依拠していたが十分に機能していなかったこと

⑤ 顧客に直送されている在庫のたな卸が十分に行われていなかったこと

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 20 年 3 月期以降の決算を訂正し、平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期の有価証券報告書、平成 20 年 3 月期の半期報告書及び平成 21 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) 意識改革・制度の改善

- ① 事業計画の達成度評価と同じレベルでのコンプライアンスの評価
- ② 毎月の営業会議及び半期毎に開催される全社戦略会議における部店長に対するコンプライアンスの周知徹底の継続、各部店会議での議論を実施及び自己点検による結果の経営者への報告
- ③ 管理職の定期的な人事ローテーションの実施
- ④ 内部通報制度の四半期毎の従業員への十分な周知

(2) 業務運用上の仕組みの改善

- ① 職務分掌の見直し、具体的な手順の文書化による実効性の高い統制活動の実施
- ② 日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価がより深度のあるモニタリング活動となるような手順、体制の見直し

第 59 期

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成 25 年 3 月期の決算手続において、同年 4 月中旬に原価付替えによる不適切な会計処理が行われていることを発見いたしました。当社は、この事態を重く受け止め、全社的な調査を開始するとともに、同年 4 月 22 日に社内調査委員会を設置し調査を進めたところ、原価付替えによる不適切な会計処理の発見される件数と金額が拡大し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に疑義が生じることも予想されました。

このような状況により調査の客観性、独立性を確保するため、同年 5 月 10 日に当社と利害関係のない社外の独立した公認会計士を委員長とし、社外監査役及び取締役コーポレート本部長を委員とする「特別調査委員会」を設置し、同年 5 月 14 日に取締役会の承認を受け、徹

底した調査を進めてまいりました。当該調査により、複数部門で過年度に渡り原価付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明し、同年6月13日には特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該原価付替えによる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下の通りです。

- ① 全社員へのコンプライアンス意識の周知が徹底していなかったこと
- ② 関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であったこと
- ③ 内部通報制度が十分に浸透していなかったこと
- ④ 受注登録後に受注明細の品目、数量、単価変更が頻繁に発生するという当社のビジネス上の特性から、原価付替えに関する統制は発見的統制に依拠していたが十分に機能していなかったこと
- ⑤ 顧客に直送されている在庫のたな卸が十分に行われていなかったこと

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成20年3月期以降の決算を訂正し、平成20年3月期から平成24年3月期の有価証券報告書、平成20年3月期の半期報告書及び平成21年3月期から平成25年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) 意識改革・制度の改善

- ① 事業計画の達成度評価と同じレベルでのコンプライアンスの評価
- ② 毎月の営業会議及び半期毎に開催される全社戦略会議における部店長に対するコンプライアンスの周知徹底の継続、各部店会議での議論を実施及び自己点検による結果の経営者への報告
- ③ 管理職の定期的な人事ローテーションの実施
- ④ 内部通報制度の四半期毎の従業員への十分な周知

(2) 業務運用上の仕組みの改善

- ① 職務分掌の見直し、具体的な手順の文書化による実効性の高い統制活動の実施
- ② 日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価がより深度のあるモニタリング活動となるような手順、体制の見直し

以 上